

移転価格税制をめぐる無形資産の評価 その可能性と限界

宇垣浩彰 岡部真弓 神田啓史 山口崇

東京大学法学部

2007年3月

1. はじめに

1 - 1 本稿の構成

本稿は、移転価格税制における無形資産の算定方法をめぐる問題について検討するものである。

まず、問題の背景にある無形資産の算定方法について検討し、その解決方法として無形資産の算定自体を回避するという発想から「費用分担契約」に着目する。つぎに、「費用分担契約」の現在の動きを紹介した後、そこから着想を得た我々の案を提示する。最後に、「費用分担契約」の根本的な問題について批判的検討を加えつつも、それでもなお「費用分担契約」に着着想を得た我々の主張が持つ可能性と展望について述べる。

なお、本稿は 2006 年度冬学期、増井ゼミ（国際課税）における発表を基にしたものである。

1 - 2 移転価格税制をめぐる社会の動静

昨今、日本の著名な多国籍企業に対して次々と追徴課税がなされている。これらの処分は、数十～数百億円と企業の収益を左右する巨額なものである。多くの企業が、この追徴課税に対して国税当局に異議を申し立てているのみならず、訴訟も辞さない構えである。このような事態を深刻に受け止めた経済産業省は、研究会を立ち上げるにいたった。

これらの処分を受けた多国籍企業には共通点がある。そのキーワードは移転価格税制である。

1 - 3 「移転価格税制」の基礎理解と無形資産への課税方法

移転価格税制とは、日本の親会社と海外の関連会社との間の取引価格が第三者取引(独立当事者間取引)における価格と比べて著しく低い場合、第三者取引価格との差額分について日本の本社の利益として課税する制度である。その制度趣旨は、日本の親会社が法人税率の低い海外の関連会社に利益を移転することによって、日本の税収が減少し、外国の税収が増加するのを防止する点にある。

そこで、独立当事者間価格で取引が行われなかった場合、独立当事者間価格に基づいて取引が行われていたならば得られるはずの所得に対して課税を行う必要がある。その際の「独立当事者間価格」の算定方法は、独立価格比準法(CUP 法)、再販売価格基準法(RP 法)、原価基準法(CP 法)の基本三法が原則である(租税特別措置法 66 条の 4)。

これらの算定方法は、棚卸資産である商品について比較可能な独立当事者間取引があり、通常成立しうる取引価格や適正な利益率が把握できる場合には有効な方法である。しかし、無形資産は、確立した市場において頻繁に取引されている商品ではないため、これらの方法を用いる前提を欠く。そこで、無形資産に対しては、基本三法によるのではなく、会社の利益への寄与度に基づき算定する利益分割法(PS 法)、残余利益分割法(RPSM)、取引単位営業利益法(TNMM)といった方法によらざるをえないこととなる。

ここでは、その中でも、実務でよく用いられている RPSM について説明する。RPSM とは、無形資産が利益に対してどの程度寄与したかを費用等に基づいて算出し、それに応じて国外関連者との取引に係る所得に対し、通常の利益を控除した残余利益を配分する方法である。ここで通常の利益とは、全体の利益から当該無形資産を除いた利益のことである。ロイヤリティーを含めた実際の利益が残余利益を分割して算出した利益と大きく異なっていると、所得の移転が起こっていると判断され、移転価格税制を適用される恐れが大きくなる。

1 - 4 利益から独立当事者間価格を算定する方法によって生じる問題

しかし、このような解決に対しては疑問がある。基準として曖昧に過ぎるのではないか、課税庁の恣意的な利益の算定を助長するのではないか、そして、結果として企業の努力を無視する結果になるのではないか、という疑問である。

企業はより多くの収益を追求するものであり、企業の活動における無形資産の利用の重要性が高まっている。

しかしながら、現状において、企業は無形資産を利用して収益を得れば得るほど、移転価格課税のリスクが大きくなりかねない。無形資産が絡む移転価格税制においては、基本三法を使うケースが容易に想定できず、独立当事者間価格の算定は RPSM によって行われることが多いと思われる。しかし、RPSM は算定過程において多くの仮定条件があるため、仮定が崩れた際には適正な課税は実現できない。つまり、算定方法の性質上、損益の大小によって独立当事者間価格が変化し、“後付け”としての性格を持ちやすい。このため RPSM が用いられることで、本来は無形資産によって生じたとは言えないようなマーケティングの成果による利益まで、無形資産による「利益」とされる弊害が生じる可能性が高い。

元来、無形資産に対する課税に関しては時間的ミスマッチが指摘されていた。すなわち、無形資産を形成するための研究開発費は、原則として支出時に損金処理することが認められているために、(あ)無形資産を形成するための支出を処理する年度と(い)当該無形資産から実現する収益の帰属の年度との間に時間的なミスマッチが生じる。この時間的ミスマッチによって課税の繰延べ効果が発生する(納税者に対して繰り延べられた税額の利子分の利益が与えられることとなる)。

このような時間的ミスマッチを利用した租税回避行為が行われることは容易に想像できる。無形資産が実際にもたらす収益は事後的にしか把握できない。このため当該無形資産が高収益をもたらさうする場合、移転先の国において所得は増加する一方、自国で生ずべき所得を低く抑えられ、結果として他国に所得が移転するように仕組むのである。

移転価格税制上、無形資産に関して問題となるのは()移転価格の妥当性と()時間的ミスマッチを利用した、高収益性を有する重要無形資産の海外関連者への低廉価格による移転の2つが存在する。(もっとも2つは同じ事実を異なる面から見ただけかもしれない。)そして後者のような事態を防止しようとするならば、移転価格課税において事後的な視点

も含めて独立当事者間価格を算定する必要があるのである。そして上述の利益に基づく独立当事者間価格算定方法においては、それを行うことが可能となる。

しかしながら、それでは租税回避をしようとする故意を要件とするような法制なら格別、必ずしも租税回避行為とは言えない様な場合までも移転価格課税をしてしまうことになるのではないか。そのような課税を認めるならば、収益をあげようと努力すればするほど移転価格課税のリスクがあがることになり、企業の収益向上へのインセンティブが阻害されるのではないだろうか。つまり、()の点に対応しようとした結果、()の点で問題が生じるのである。

以上で述べた疑問から、我々は「より企業の意思を尊重した移転価格課税の方法がありうるのではないか」という考えに至った。つまり、無形資産開発当初の段階で企業間において合意した価格を尊重すべきであると考えたのである。

1 - 5 移転価格税制における無形資産の算定をめぐる問題を解決しうる2つの方向性

以上のような問題を解決するには2つの方向性が考えられる。1つは無形資産の算定方法について明確な基準を設けることである。もう1つは無形資産の算定自体を回避することである。経済産業省が研究会を立ち上げたことは前者の方向性、そして国税庁が費用分担契約の事務運営要領を策定したことは後者の方向性に対応する。

前者の方向性として、経済産業省ブランド価値の算定式モデルのような定式が作成しうる場合(ブランド価値も無形資産同様、その算定は困難である。) または現在、経済産業省の研究会で検討されている業界ごとのガイドラインがうまく機能する場合には問題は解決されることになる。しかし、ロイヤリティーが使用される場合においては、無形資産の評価という問題が付きまとうため、依然何を根拠とすれば無形資産を的確に評価したことになるか、という点で難問が残されている。

そこで、後者の方向性で解決すべく我々が着目したのが「費用分担契約」である。

2. 費用分担契約

2 - 1 無形資産評価の回避

移転価格税制が適用されるまでの流れは「関連者間取引 独立当事者間基準 A 独立当事者間価格 B 移転価格税制の適用」というものである。

従来は上の流れの中でBにおける解決が試みられてきた。それに対して、「費用分担契約」はAでの解決を図ろうとするものである。以下、「費用分担契約」について具体的に紹介し、その後、我々の案を提示する。

2 - 2 CCA について

CCA とは cost contribution arrangement の略語である(なお、CSA (cost sharing arrangement) の名前も同じように使われている。本報告では CCA の用語を用いることと

する。)。本稿では以下において「費用分担契約」に置き換えて「CCA」を用いることとする。

CCA とは、OECD ガイドラインによると、「無形資産の研究開発などにあたって、取極に参加する複数の関連法人が、当該研究開発によって将来成果物として形成される無形資産から生じるものと見込まれる予想便益額の総額を算出し、それに対して各法人の予想便益の額が占める割合に基づき、各法人が研究開発費などを分担する取極。」である。端的に言うと、共同開発によって生じる研究開発費に応じて、研究成果によって得られる利益を分割する契約である。

移転価格税制の観点から規定を定める国においては共通事項として次のようなものが定められている。

- (a) 当該契約が無形資産の研究開発等にあたり、取決めに参加する複数の関連法人が、当該研究開発による成果として形成される無形資産から生じると見込まれる予測便益の総額を算出する。
- (b) それに対して、各法人の予測便益の額が占める割合に基づき、各法人が研究開発費などを分担する。
- (c) 当該契約の成果として、各参加者は成果物たる無形資産の持分権を取得する。

2 - 3 CCA に着目した理由

我々が CCA に着目した理由は、CCA は「無形資産の算定自体を回避する解決」である、RPSM が適用される場面では CCA も適用されうる可能性が高い、の二点である。

については、現状の無形資産の絡む移転価格税制の問題において、我々の問題意識の中心が無形資産の算定の困難さにあることから、無形資産の価格に着目せずに済むという点は大きな意味を持っている。

については、RPSM はその適用の前提として、国内外の関連者双方、つまり本社と子会社双方に無形資産が存在していることが原則とされるが、この点、CCA が適用される典型的な場面として、無形資産の共同開発の場面をあげることができることから、適用場面が類似しているといえる。研究開発において子会社も製造開発をもって無形資産を形成しているような場合、つまり、無形資産の共同開発モデルといえるようなものを想定すると分かりやすい。

2 - 4 現在の動き

OECD ガイドラインにそった形で定められた平成 13 年 6 月 1 日「移転価格事務運営要領（事務運営指針）」、平成 17 年 4 月 28 日「連結法人に係る移転価格事務運営要領（事務運営指針）」の中で、CCA の取扱い全般について定められている。

留意事項としては、以下の点が挙げられている。

- イ 研究開発等の活動の範囲が明確で、その内容が具体的かつ詳細

- ロ 成果を自ら使用するなど、すべての参加者が直接的に便益を享受
- ハ 各参加者が分担すべき費用の額は、適正な予測便益割合に基づいて決定
- ニ 予測便益を直接的に見積もることが困難な場合、成果から得る便益を推測できる合理的な基準（売上高、売上総利益、営業利益、製造又は販売の数量等）の使用
- ホ 予測便益割合は、その算定の基礎となった基準の変動に応じて見直し
- ヘ 予測便益割合と実現便益割合（成果によって各参加者において増加した収益又は減少した費用）とが著しく乖離している場合、予測便益の見積りが適正であったかどうかの検討
- ト 新規加入又は脱退があった場合、それまでの研究開発で形成された無形資産等がある場合には、その加入又は脱退が生じた時点でその価値を評価し、それに対する持分の適正な対価の授受

2 - 5 我々の提案

もしも CCA が課税リスクを下げる方法として有益ならば、企業としては CCA を活用して課税リスクを下げたいと考える。

しかし、CCA それ自体が否認され、委託又は資金提供と認定される可能性、CCA それ自体は否認されないが、費用と予想便益との乖離が著しいと認定され、寄付金課税又は移転価格税制が適用される可能性がある。

そこで我々は、このような懸念を払拭し、企業にとってより活用しやすい CCA の要件を提案したい。

まず、への対策として、CCA 開始の要件を厳格にして、その代わりに当該要件を満たしていれば契約自体は否認しないとすることが考えられる。具体的には、租税回避を防止するために参加者の範囲を限定し、独立当事者間基準を満たすような費用負担割合・便益割合を決定する。そしてこれらを文書化して、監査法人等の第三者にその適法性をチェックしてもらうことが考えられる。さらに、の要件の中で述べるように、我々は、企業の私的自治を全面に認め国家の介入は最小限にとどめたいと考えている。そこで、両者のバランスを図るべく私的領域と公的領域の架け橋として、国税庁に文書を届け出て事前に形式的審査を受けさせる義務を課すべきかもしれない。しかし、そこで事実上の実質的審査が行われてしまうと、企業の私的自治が害されるのみならず、企業の迅速な研究開発にも支障をきたす。そのため、どの程度の審査にするか、その調整は困難なものとなるであろう。

我々が提案するこの要件は、上にあげた事務運営指針と多くの部分において類似している。しかし、監査法人等の第三者にその適法性をチェックしてもらう、という点においてその独自性がある。CCA を利用する企業側、その適法性チェックを担う第三者側双方が、公明正大に受けるべき課税は受けようという共通認識のもとにこのような自主的規制を事前に行う。そして、そのような文書に対して国税庁が一定の信頼を置くようになったなら

ば、当初の目的であった納税者の課税リスクを下げるができるのみならず、課税者である国税庁も調査・執行コストを下げることができ、双方が大きなメリットを得られることになるだろう。

次に、への対策として、CCA 終了後の要件を緩和して、移転価格税制を適用される可能性を回避できるようにすることが考えられる。具体的には、研究開発過程における定期的な調整と実際便益確定後における調整を認め、費用と便益の乖離が例えば20%程度ならば誤差として移転価格税制を適用しないというセーフハーバーを設ける。そして、それを超えてしまった場合にも追徴課税は行わず超過分のみ課税対象とする、さらに国税庁は企業の私的自治を尊重してその契約内容を争うことを控えさせる。

我々が提案する要件には、セーフハーバーを設け、さらに超過分のみ課税対象とする独自性がある。この要件では、セーフハーバー枠を一杯に使った租税回避が横行するのではないか、という懸念がないわけではない。しかし、企業が行った自主規制を信頼し、仮に一部で租税回避が行われたとしても全体の課税額としては許容されうるようなセーフハーバーの幅を計算・設定して事前に防衛し、あとは個別の対応をする、という扱いを国税庁はすべきである。

3. 批判的検討と展望

3-1 批判的検討

では、そもそも CCA の方向性による解決は現状の解決策として有効であろうか。これには2つの批判が可能である。1つは CCA の適用しうる場面の限定性という問題である。もう1つはロイヤリティーを使用する場合といかほどに差があるというのか（無形資産の算定を回避できているのか）という問題である。

まず、前者についてである。無形資産の評価を回避できるという点が CCA の最大のメリットであったはずだが、その最大のメリットはバイイン・バイアウトのケースを想定すると相当に減殺される。無形資産の算定自体を回避できるはずの CCA が、バイイン・バイアウトのケースにおいては無形資産の評価という難題に直面することになるのである。バイイン・バイアウトの定義については諸説あるが、一つの例を示すと、バイインとは費用分担契約活動による結果の持分を既参加者から新規参加者へ移転することを意味し、バイアウトとは脱退者からの参加者への持分移転を意味する。いずれにせよ、バイイン・バイアウトにおいては、無形資産の持分の移転が行われるのであり、その際、無形資産の評価という問題と真正面から直面することになる。それゆえ無形資産の算定評価を回避することができるという CCA の最大のメリットは失われる。つまり、CCA によって無形資産の算定評価が回避されるため、予測可能性が確保され課税リスクが下がるという有効性は、バイイン・バイアウトを除くケースでのみ発揮されることになる。アメリカにおいては、IRS（内国歳入庁）が扱っている CCA のケースで、総額 260 億ドルのうち、230 億ドルはバイインのケースであるというデータがある。このデータを見る限り、バイイン・バイアウト

を除くケースにおいて有効性が発揮できても、その有効性はかなり限定的ということになる。

また、CCA が結ばれる場面としては、国内法人と国外関連企業が共同して無形資産を共同開発することで、そのリスクを分散するというケースが典型例として考えられる。しかし、昨今の追徴課税の例をみると、経営指導料が取引対象とされる事例が多く見受けられる。このような経営指導料に対するロイヤリティーなどの場合には、そもそも CCA を結ぶことが考えられるのか疑問である。(経営ノウハウについて一から共同開発するということも考えられなくないが、ロイヤリティーを使用する方法がより適当であろう。結局はバイインと同じ問題である。)すると、いよいよ CCA が有効的であるというケースは限定される。

次に後者についてである。繰り返すが、CCA の最大のメリットは無形資産の算定・評価を回避できるところであった。その有効性こそが、我々が移転価格税制における無形資産算定方法をめぐる問題を考える中で、CCA による解決方法を提示しようとした理由である。だが、はたして CCA は無形資産の算定評価を回避しているといえるのであろうか。

確かに、CCA では、まず国内法人と国外関連者の中で、予想便益に合致する費用分担がなされていると、移転価格税制において根幹を支える「独立当事者間原則」を満たすとされる。そして、予想便益と実際便益に差がない場合には(アメリカのようにセーフハーバー条項を設けている場合には、その範囲内で)移転価格は生じないものとされ、無形資産それ自体の評価は1度も出てこない。しかし、これは無形資産の算定・評価をする代わりに、便益(利益)をもってその価値を代替し、費用をもってその貢献度を代替しているだけと捉えることはできないだろうか。そうであるならば、ロイヤリティーが使用される場合で多く散見される RPSM とどこまでの差があるのだろうか。RPSM においても、国内法人と国外関連者の営業利益を合算し、ノーマルリターンを各々差し引いた後、残余利益を貢献度に応じて分配するが、その貢献度を考える際、多くは費用をもって計算される。つまり、RPSM によっても利益と費用に着目して無形資産の算定評価という難題に向かい合っているといえることができる。ここにおいてもなお、一方で RPSM をはじめとするロイヤリティーを使用する場合では無形資産の算定評価が回避できておらず、他方で CCA が無形資産の算定評価を回避しているといえるのか、疑問である。

3 - 2 限定的ながら有効性を持つ CCA

しかしながら、依然としてロイヤリティーを使用する場合との比較において、なお企業が CCA を結ぶメリットはあるように思われる。アメリカを例に取れば、1つは定期的調整事項とセーフハーバー条項があることによって、ロイヤリティーを使用する場合に比べ、企業の予測可能性がより確保され、課税リスクを下げるのが可能になる点がある。さらに、我々の提案を考えれば、仮にセーフハーバー条項の範囲内に収まらなかったとしても、課税庁に一から事実認定を行われ、企業が予想外の追徴課税を受けることはないという意

味でも、予測可能性が確保され、課税リスクを下げることができる。(課税庁に一から事実認定される余地があれば、どのように事実認定がされるかによって追徴課税額が変わるため、課税リスクは高い。)

以上の2点を考えるとき、CCAは適用される場面が限定され、かつ最大のメリットであったはずの「無形資産の算定評価の回避」ができていないとしても、なおCCAを企業が、その適用に適する場合に結ぶことはありうると思われる

3 - 3 展望へ向けて

さて、上記のようにCCAは場面が限定される、無形資産の算定において利益と費用に着目するという点でロイヤリティーを使用する場合と変わりがない、という問題を抱えている。しかし、現状では企業にとって、CCAには、限られた場面とはいえ、一応は無形資産の算定という問題を回避して、ロイヤリティーを使用する場合に比べて、予測可能性が確保され課税リスクを軽減できるという点で有効性が存在する。

では、その有効性を活かす方向で、どのように場面の限定性の問題は解決されうるだろうか。

場面の限定性の問題とは、具体的に言えば、2つの異なる意味を持つ。1つは、CCAの最大のメリットであるはずの無形資産の算定回避をしえなくなるという意味でCCAの使える場面が限定されるバイイン・バイアウトの問題である。もう1つは、理論的にはロイヤリティーを使用する場合、CCA、共に利用できるというケースにおいても、現実的にはCCAを使用するのに適さないという意味で、CCAの使える場面が限定されるという問題である。ここで問題とするのは後者である。

例えば、何らかの新薬開発という局面においては、理論的にCCAもロイヤリティーを使用する場合も両者共に考えうるが、技術指導料といった無形資産においては、CCAを使用することは考えにくい。このようにCCAとロイヤリティーを使用する場合とではもともと企業にとって使用場面が異なるのではないかという問題である。仮にそれぞれの使用に適する場面が違い、CCAとロイヤリティーを使用する場合の課税リスクが異なるのであれば、CCAの有効性を全くもって活かせないことになになる。

そこで、この有効性を活かす方向で考えるとすると、ロイヤリティーを使用する場合とCCAを要件・効果の基本的な発想の部分で同じ土俵に乗せるというのはどうであろうか。具体的には、ロイヤリティーを使用する場合においても、定期的調整条項、セーフハーバー条項といった発想を導入するということである。これにより、ロイヤリティーについて状況の変化に応じた柔軟な対応を可能にし(定期的調整)、仮に総額の利益との比較において、ロイヤリティーが少なかったとしても、それが利益に対し、利益と費用のずれが一定程度である場合には課税しない(セーフハーバー条項)とする。これによって、企業は同じように予測可能性がより確保され、課税リスクを下げる事が可能となる。仮にCCAを結ぶのに適しないケースだったとしても同じ課税リスクで済むことになる。

しかし、このような解決策であっても、先程の前者の問題（バイイン・バイアウトの問題）については依然解決が図れていない。これは、無形資産の評価に真正面から直面することになるという点で、我々の当初の問題意識からすると、より根本的な問題である。この問題の根幹は、従来から議論のあるように独立当事者間原則であると我々は考える。この点、ここでは詳細しないが、独立当事者間原則に対抗する全世界定式配分も視野に入れた上で議論を進めることが必要である。

参考文献

『日本経済新聞』「移転価格税制、経産省が改善要求・企業交え研究会」
(<http://www.nikkei.co.jp/news/keizai/20061031AT3S3001K30102006.html>)

『朝日新聞ウィークリー AERA』朝日新聞社出版局 2006.10.30 P14～19「国際タックスウォーズ 国税庁への企業大逆襲」

『租税研究 2005・9』P124～139「知的財産関連の移転価格」 浅妻章如

『租税研究 2006・5』P97～105「国際課税に関する課題」古川勇人

KPMG ホームページより

『グローバルベースで拡大する移転価格課税執行体制強化の流れ』河野辺雅徳、ジョン・ジェニ (http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200608_1/01.html)

『税務の話題 - 執行強化される移転価格税制のリスク管理』堀口大介
(http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200611_2/02.html)

『移転価格税制とロイヤリティ - グループ内損益配分モデルの活用』堀口大介
(http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200408_3/01.html)

『移転価格調査の傾向と対策 事前確認制度の活用と最新事情』和田知子
(http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200511_5/01.html)

『移転価格調査の傾向と対策 製造・販売・研究開発子会社との取引』田村敏明
(http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200511_4/01.html)

『移転価格調査の傾向と対策 無形資産取引と役務提供取引』水野正夫
(http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200511_3/01.html)

『移転価格調査の傾向と対策 移転価格の設定と検証方法』田中淳
(http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200511_2/01.html)

『移転価格調査の傾向と対策 税務調査からみた移転価格税制の現状』堀口大介
(http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200511_1/01.html)

『結合企業課税の理論』東京大学出版会 増井良啓 P171～177

『新移転価格ガイドライン—多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針』
日本租税研究協会 岡田 至康【監修】P51～53、P95～105、P115～124

『租税研究』2003・8 P96～114、2003・9 P69～88「最近の移転価格税制の執行について」

山川博樹

『費用分担契約(Cost Contribution Arrangement)に関する一考察』三田村仁

<http://www.ntc.nta.go.jp/kenkyu/ronsou/49/mitamura/hajimeni.html>

『国際課税の理論と実務 - 移転価格と金融取引 金子宏編』 有斐閣 P148～170 「技術生産活動と移転価格税制」増井良啓

『京都大学法学部創立百周年記念論文集 第二巻』 P205～260 「内国歳入法典四八二条における費用分担取決めについて」岡村忠生

『国際税務』 Vol.21 No.3 P31～39、No.4 P27～32、No.5 P38～P46 「多国籍企業グループにおける本社機能とその対価の設定、配賦・回収～移転価格税制とグループ企業業績評価の視点から～」堀口大介、他

『国際税務』 Vol.21 No.3 P40～46 「費用分担契約の論点」羽床正秀

『国際税務』 Vol.26 No.4 P58～66 「米国コストシェアリング規則案について」森信夫、中島敏、斉藤優子

『国際税務』 Vol.26 No.6 P31～43 「『移転価格事務運営要領(事務運営指針)』及び『連結法人に係る移転価格事務運営要領(事務運営方針)』の改正について」上野嘉一